

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された人材が本人の意思により、又は本人の責に帰すべき事由により就業規則等に違反し、3ヶ月以内に退職した場合には、求人者より受け取った紹介手数料のうち、次の金額を返金する。

- ・入社後1ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の80%
- ・入社後2ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の50%
- ・入社後3ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の10%

※別途、消費税相当額を加算するものとする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しない。